○国土交通省令第　　号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第五条第一項第三号、第二十八条第一項、第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年　　月　　日

国土交通大臣　井林　辰憲

船舶安全法施行規則及び船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（揚貨装具の制限荷重の決定）

第五十七条　船舶所有者は、揚貨装具（揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、フックブロック、リフティングビーム、スプレッダー、フレーム、グラブバケット、索その他管海官庁が指定するものをいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装具についても同様とする。

一　（略）

二　索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。

区分		試験荷重
（略）		（略）
単滑車以外の滑車及びフックブロック	（略）	（略）
	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の〇・九三三倍の荷重に二十七トンを加えた荷重
	（略）	（略）

改正前

（揚貨装具の制限荷重の決定）

第五十七条　船舶所有者は、揚貨装具（揚貨装置に装着して使用するチェーン、リング、フック、シャックル、スイベル、リギングスクリュー、滑車、フックブロック、リフティングビーム、スプレッダー、フレーム、グラブバケット、索その他管海官庁が指定するものをいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる事項を確認し、制限荷重を定めた後でなければ、これを制限荷重の指定を受けた揚貨装置に装着して使用してはならない。溶接又は鍛接により修繕した揚貨装具についても同様とする。

一　破壊強度に対する安全係数が次表に定める数値以上であること。ただし、鋼索の破壊強度は、切断試験を行うことにより確認されたものでなければならない。

（表　略）

二　索を除き、次表に定める試験荷重による荷重試験を行い異常のないものであること。

区分		試験荷重
（略）		（略）
単滑車以外の滑車及びフックブロック	（略）	（略）
	制限荷重が二十五トンを超え百六十トン以下のもの	制限荷重の〇・九九三倍の荷重に二十七トンを加えた荷重
	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）

2　（略）

（揚貨装置等の使用制限等）

第五十九条　（略）

2～6　（略）

（略）	（略）	（略）

2　（略）

（揚貨装置等の使用制限等）

第五十九条　揚貨装置は、指定を受けた制限荷重をこえる荷重を負荷して使用してはならない。

2　デリツク装置は、指定を受けた制限角度未満の角度で使用してはならない。

3　ジブクレーンは、指定を受けた制限半径をこえる旋回半径で使用してはならない。

4　総トン数三百トン以上の船舶の制限荷重の指定を受けていない揚貨装置は、一トン以上の荷重を負荷して使用してはならない。

5　揚貨装具は、その制限荷重をこえる荷重を負荷して使用してはならない。

6　次の各号の一に該当する揚貨装具は、使用してはならない。

一　有害な変形を生じたもの

二　磨損又は腐しよくの量が原寸法の十パーセント以上に達したもの

三　き裂を生じたもの

四　シーブが円滑に回転しない滑車

五　より戻しが著るしい鋼索又は一ピツチの間において素線が全素線の十パーセント以上切断した鋼索

六　スプライスがすべてのストランドを三回以上編み込んだ後各ストランドの素線の半数を切り残し、更に二回以上編み込むか又はこれと同等以上の効力を有する他の方法により作られた鋼索以外の鋼索

七　第五十七条第一項の規定により確認をし、又は焼鈍をした後はじめて使用した日から起算して六月（その径が十二・五ミリメートルをこえるものにあつては、十二月）を経過したれん鉄製の鎖、フツク、シヤツクル又はスイベル

7　安全上支障があると認められる揚貨装置又は揚貨装具は、使用してはならない。この場合において、船舶所有者は、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　当該揚貨装置を操作することができないようにすること。 二　当該揚貨装置又はその部品が意図せず移動することを防止すること。 三　当該揚貨装具を使用することができる揚貨装具と区分して保管し、かつ、使用することができない旨を標示すること。	（新設）
（荷役設備検査記録簿等） 第六十一条　（略）	（荷役設備検査記録簿等） 第六十一条　船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装具について、荷役設備検査記録簿（第二十四号様式）を作成し、これを船内に保管しておかなければならない。
2・3　（略）	2　船舶所有者は、荷役設備検査記録簿に第五十六条第一項の揚貨装置制限荷重等指定書及び第五十七条第二項の揚貨装具試験成績書を添附しておかなければならない。 3　船舶所有者は、揚貨装具について、第六十条の規定により点検を行なつた場合又は焼鈍を行なつた場合は、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならない。
4　船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装具について、第五十九条第七項の規定によりその使用を禁止したときは、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならない。	4　船舶所有者は、揚貨装置及び揚貨装具について、安全上支障があると認められる場合は、その使用を禁止するとともに、その旨を荷役設備検査記録簿に記入しておかなければならない。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部を改正する省令）

第二条　船舶設備規程等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第百十五条の二十三の三及び第百四十六条の二十の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（船橋からの視界等） 第百十五条の二十三の三　全長五五メートル以上の船舶、ロールオン・ロールオフ旅客船及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 2　全長五五メートル以上の船舶、極海域航行船等及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 3　（略） （ジャイロコンパス） 第百四十六条の二十　総トン数五〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船等を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。 2　（略） 3　総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）及び総トン数九五〇トン以上のケープタウン協定適用船には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。	（船橋からの視界等） 第百十五条の二十三の三　ロールオン・ロールオフ旅客船及び全長五五メートル以上の船舶は、船橋において、告示で定める要件に適合する視界を有するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 2　極海域航行船等及び全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。 3　（略） （ジャイロコンパス） 第百四十六条の二十　総トン数五〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船等を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。 2　（略） 3　総トン数五〇〇トン以上の外洋航行船（限定近海貨物船を除く。）には、操舵機室にジャイロ・レピータを備えなければならない。

第三条のうち、船舶安全法施行規則第十九条及び第五十条の二の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（臨時検査） 第十九条　（略） ２　（略） ３　法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一～三　（略） 三の二　国際航海に従事する総トン数（トン数法第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。）四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法（以下「防汚方法」という。）の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。 四～十三　（略） ４～６　（略） （報告等） 第五十条の二　船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書及び千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当	（臨時検査） 第十九条　（略） ２　（略） ３　法第五条第一項第三号の国土交通省令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 一～三　（略） 三の二　国際航海に従事する総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号。以下「トン数法」という。）第四条第一項の国際総トン数をいう。以下この条及び第六十五条第二項において同じ。）四百トン以上の船舶について、被覆、塗料、表面処理若しくは装置を用いて船舶への生物の付着を抑制し又は防止する方法（以下「防汚方法」という。）の変更又はこれらの被覆、塗料、表面処理若しくは装置の更新をしようとするとき。ただし、当該変更又は更新をしようとする面積が小さいことその他の告示で定める要件に適合する場合にあつては、この限りでない。 四～十三　（略） ４～６　（略） （報告等） 第五十条の二　船長又は船舶所有者は、船舶に事故が発生し、又は欠陥が発見された場合であつて当該船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、速やかに管海官庁（当該船舶が千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の締約国である外国にある場合にあつては、管海官庁、当該国の政府及び当該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁

該国の最寄りの日本の領事官）に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、事故に関する管海官庁又は日本の領事官に対する報告については、当該管海官庁又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行つた場合は、それぞれこれを省略することができる。	又は当該日本の領事官に対し、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条の規定に基づく報告を行つた場合は、それぞれこれを省略することができる。
2・3　（略）	2・3　（略）

第四条のうち、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）第一条の二、第三条、第四条、第六条及び第十二条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第一条の二　（略） 2～6　（略） 7　この省令において「ケープタウン協定」とは、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定をいう。 8　（略） 9　この省令において「貨物船」とは、旅客船並びに船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶（同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶（以下「ケープタウン協定適用船」という。）に限る。）以外の船舶をいう。 10～16　（略） 17　この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書及び国際漁船免除証書をいう。 18～20　（略） （交付申請） 第三条　条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。	（定義） 第一条の二　（略） 2～6　（略） （新設） 7　（略） 8　この省令において「貨物船」とは、旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶以外の船舶をいう。 9～15　（略） 16　この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書をいう。 17～19　（略） （交付申請） 第三条　条約証書の交付を受けようとする者は、条約証書交付等申請書（第九号様式）に次に掲げる書類を添えて管海官庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の二に規定する免許記録の写し若しくは同条の書面又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書又は国際漁船安全証書の交付を受ける場合に限る。）

（有効期間）

第四条　次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二　（略）

三　貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書　船舶検査証書の有効期間が満了する日

2　次の各号に掲げる免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一　（略）

二　貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書、国際満載喫水線免除証書及び国際漁船免除証書　船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4　（略）

（条約証書の提示等）

第六条　貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証

一・二　（略）

三　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の二に規定する免許記録の写し若しくは同条の書面又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書又は高速船安全証書及び高速船航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）

（有効期間）

第四条　次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一・二　（略）

三　貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書並びに国際満載喫水線証書　船舶検査証書の有効期間が満了する日

2　次の各号に掲げる免除証書及び国際満載喫水線免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一　（略）

二　貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書及び国際満載喫水線免除証書　船舶検査証書の有効期間が満了する日

3・4　（略）

（条約証書の提示等）

第六条　貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証

書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書又は国際漁船免除証書を管海官庁に提示しなければならない。

2　管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書又は国際漁船免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3　船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安

書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

2　管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

3　船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船

全証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書、国際防汚方法証書又は国際漁船安全証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

（証書発給船級協会が交付する条約証書）

第十二条　証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を、ケープタウン協定適用船については国際漁船安全証書を交付することができる。

2　前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書並びに国際漁船安全証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3　第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証

船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

（証書発給船級協会が交付する条約証書）

第十二条　証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2　前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3　第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証

書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに国際漁船安全証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項、第七項及び第九項、第三条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4　前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書、同条第七項に規定する国際漁船安全証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書、国際漁船安全証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4　前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、極海域航行船証書及び産業人員等運送船安全証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。